

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

施設名 親子通園事業
(施設区分) 社会福祉施設
代表者名 宮城 光也

1 基本チェックリスト

- 職員の就業前の体温測定
- 職員の手指消毒の徹底
- 職員のマスクの着用
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 保護者に対するマスク着用お願いの周知

2 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための利用者整理の方法

ア 密にならないための対策

可能な限り密着するような活動等は控え、密集した環境を作らないようにする。

イ 発熱等の症状のある方の入場制限方法

発熱や咳、頭痛等の風邪症状がある方については、原則として利用をお断りする。

ウ その他

(ア)保護者にはマスク着用を求める。ただし、子どもには1人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから一律にマスクに着用することは求めない。

(イ)遊戯室入口等に消毒液を置き、利用者に手指消毒の協力を求める。

(2) 対人距離の確保の方法

ア 接触感染対策

他人と共有する物品は可能な限り少なくする。

イ 飛沫感染対策

咳エチケットの実施。

(3) 施設の換気対策

利用前、利用後は空気の入替えを実施する。なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、定期的に換気を行うようにする。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策

ア 複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。

イ おもちゃや遊具などの複数人で使用する物の消毒は頻繁に行う。

(5) その他基本的な感染拡大予防策

ア マスクや手袋等を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

イ 手洗い等により手指を清潔に保ち、タオル等の共有はしない。

3 独自の感染予防対策

(1) 県外又は国外への渡航歴がある方については、来沖後2週間の利用自粛を求める。

(2) 国又は県から緊急事態宣言が発令された場合は、解除されるまでの間、休園とする。